「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出（募集）要領

この度，厚生労働省及び観光庁より「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出について依頼がありました。このことを受け，本県では，外国人患者を受け入れることが可能である医療機関に対して公募を実施することとしました。

つきましては，下記の選出要件を満たすとともに，外国人患者の受入にご協力いただける医療機関においては，必要書類を作成のうえ，ご提出いただきますようお願いします。

１　選出（募集）要件

【選出（募集）区分１】：外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

(1)　二次以上の救急医療機関に指定されていること

(2)　少なくとも英語による診療が可能であること（医療通訳者，電話通訳，音声翻訳等の対応形式は問いません。）

【選出（募集）区分２】：外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所を含む）

　(1)　少なくとも英語による診療が可能であること（医療通訳者，電話通訳，音声翻訳等の対応形式は問いません。）

２　選出（募集）の手続きについて

　　「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」としてご協力いただける場合は，次のとおり回答票をご提出ください。

　(1)　提出書類

　　　別紙１回答票

　(2)　提出先（回答先）

　　　広島県健康福祉局医務課　医療機能担当

[fuimu@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fuimu@pref.hiroshima.lg.jp)　　※メールでご提出ください。

　(3)　提出期限

　　　令和元年8月30日（金）

３　選出（募集）に際しての留意事項について

　○　広島県から厚生労働省へ提出する医療機関の情報については，厚生労働省と観光庁で情報共有したうえで，厚生労働省と観光庁（日本政府観光局（JNTO））等のウェブサイトにおいて公開されるとともに，そのデータは両省庁の政策立案に活用される予定です。

　○　ご提供いただいた医療機関情報は，訪日外国人旅行者や在留外国人への利便性を考え，政府や日本政府観光局（JNTO）のみならず，自治体や民間の事業者も必要としていると考えられることから，厚生労働省の方針として，医療機関からの特段の申し出がない限り，当該医療機関情報は，自治体や民間事業者にも提供する予定です。

４　問い合わせ先

　　広島県健康福祉局医務課　医療機能担当　猪原

　　電話：082-513-3054